

# 東久留米市個人情報保護審査会 (令和4年度第1回) 議事録

- 開催日時 令和4年7月19日(火) 午後7時10分～午後9時4分
- 場 所 東久留米市役所 4階 庁議室
- 出席者 東久留米市個人情報保護審査会  
会長 佐藤 佳弘  
委員 林 克己  
委員 藤原 晃  
委員 中 由規子  
委員 大野 彰  
事務局  
総務部長 下川 尚孝  
企画経営室行政経営課長 森田 吉輝  
総務部総務課長 関 知紀  
総務部総務課法務・文書担当課長補佐(兼)主査 伊平 篤志  
総務部総務課法務・文書担当 村野 晋太郎
- 議 題 (1) 会長の選任  
(2) 職務代理の指名  
(3) 諮問  
(4) 審査会の運営について  
(5) 改正個人情報保護法の概要  
(6) 検討事項(条例の方向性)  
(7) その他
- 配付資料 ・資料1 令和3年改正個人情報保護法の施行準備について  
・資料2 令和3年改正個人情報保護法に係るガイドライン等について

- ・資料3 検討事項（条例の方向性）
- ・資料4 個人情報保護法と東久留米市情報公開条例の不開示情報比較表
- ・法令1 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- ・法令2 個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）
- ・法令3 個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年10月5日個人情報保護委員会規則第3号）
- ・法令4 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）
- ・法令5 個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）
- ・法令6 個人情報の保護に関する法律についてのQ&A（行政機関等編）
- ・法令7 東久留米市個人情報保護条例
- ・法令8 東久留米市個人情報保護条例施行規則
- ・法令9 市長が保有する個人情報の保護等に関する規則
- ・法令10 東久留米市個人情報保護審査会規則
- ・法令11 東久留米市情報公開条例

7 傍聴者 1名

## **【議題（１） 会長の選任】（会長選任まで総務部長が進行。）**

### **【総務部長】**

それでは引き続きということになりますが、改めまして、東久留米市個人情報保護審査会にご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

本日、会長が決定するまでの間となりますが、私の方で進行役を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。これより先、着座にて進行させていただきます。

初めに、本会議につきましては、会議録作成のため会議の内容を録音させていただきます。なお、こちらの録音データにつきましては、会議録が整い次第、抹消いたしますので、ご了承をいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

それではただいまから、第1回東久留米市個人情報保護審査会を開催させていただきます。お手元にご配付させていただいております次第に添いまして、進行させていただきます。

まず初めに、出欠席者のご報告でございます。本日は委員の皆様にご出席いただいておりますので、会議は成立してございます。

続きまして、次第2議題（1）会長の選任についてでございます。

会長の選任につきましては、東久留米市個人情報保護審査会規則第3条の規定によりまして、審査会に会長を置き、委員の互選により、これを定めることとされております。

ここでお諮りをいたします。互選の方法につきましては委員の指名推選により行いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

### **【総務部長】**

ありがとうございます。

異議なしということでございますので、委員の指名推選といたします。それでは会長の選任に当たりまして、どなたか推薦をいただきたいと存じます。お願いします。

### **【委員】**

これまでも、審査会の会長としてのご活躍いただきまして、また優れた見識をお持ちの（ ）委員に引き続き会長をお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

### **【総務部長】**

ただいま、（ ）委員を会長に推薦したいとのご発言がございましたが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

**【総務部長】**

ありがとうございます。異議なしということでございますので、（ ）委員が会長に選出されました。

それでは（ ）会長におきましては、席の移動をお願いいたします。

それではここで、（ ）会長よりご挨拶を頂戴したいと存じます。よろしくお願いいたします。

**【会長】**

ご指名いただきました（ ）です。また2年間務めさせていただきます。ありがとうございます。

私は先週の金曜日、川越市の中学校で講演をしてきました。1年生、2年生、3年生を対象にインターネットの使い方の講演をしました。

中学生だったら、もう自分専用のスマホを8割方の生徒が持っておりますので、生徒たちはもうSNSを使っています。写真中心のインスタグラムや、動画中心のTikTokを使っています。もう、個人情報だだ漏れなんですね。もう、いかに危険であるかを生徒たちに訴えましたが、どれくらい生徒かわかってくれるかが、心配になりながら帰りました。

これからもよろしくお願いいたします。

**【総務部長】**

ありがとうございました。

それではこれから会議の進行につきましては、（ ）会長をお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

**【議題（2） 職務代理の指名】**

**【会長】**

それでは議題の（2）になりますが、職務代理の指名をさせていただきます。

東久留米市個人情報保護審査会規則第3条3項において、会長が職務代理を指名することになっておりますので、私から指名をさせていただきます。

職務代理には、お世話になっております、頼りしている（ ）委員を指名させていただきますと思います。よろしくお願いいたします。

それでは（ ）職務代理、一言ご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

**【委員】**

現在指名いただきました、（ ）でございます。長年個人情報の方を担当させていただいて、少しでもお役に立てばと思いますので、よろしくお願いいたします。

**【会長】**

ありがとうございました。

それでは議題の（3）諮問に移りたいと思います。

この審査会に向けて、市長から諮問がございますので、よろしくお願いいたします。

**【議題（3） 諮問】**

**【市長】**

東久留米市個人情報保護審査会会長（ ）殿。東久留米市個人情報保護条例第33条第2項の規定に基づき、下記の事項について諮問します。令和4年7月19日東久留米市長。

改正個人情報保護法に係る条例委任事項等の検討について。

諮問理由。デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）第50条及び第51条により、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）が改正され、個人情報保護制度の見直し（官民の制度が個人情報保護法へ統合）が行われる。今後、本市では、地方自治体関係の施行日である令和5年4月1日に向けて、現在の「個人情報保護条例」による運用から新たな個人情報保護法に基づく運用へ移行させるに当たって、個人情報保護法等において条例に委任されている事項を検討する必要がある。

よろしくお願いいたします。

**【会長】**

事務局から発言を求められておりますので、よろしくお願いいたします。

**【総務部長】**

大変恐縮ではございますが、本日市長におかれましては、これで退席とさせていただきたいと思っております。ご了承のほどお願い申し上げます。

**【市長】**

どうぞよろしくお願いいたします。失礼します。

**【総務部長】**

以上でございます。

## **【議題（４） 審査会の運営について】**

### **【会長】**

市長から大きな諮問をいただきました。

それでは議題の（３）まで、今進行しておりますので、（４）審査会の運営について、に移りたいと思います。

ここで二つ、皆様にお諮りしたいと思っております。一つは審査会の公開と傍聴の可否です。二つ目は会議録の取り扱いについて、お諮りしたいと思います。

まずこの一つ目の公開と傍聴の可否について、事務局からご説明をよろしくお願ひいたします。

### **【事務局】**

それでは事務局よりご説明をさせていただきます。

当審査会は、東久留米市個人情報保護条例第37条により、原則非公開となっておりますが、今回は、同条ただし書きに規定する、制度の運営に関する重要事項について、実施機関の諮問を受けて審議し、又は意見を述べることができる事項に該当しますので、公開することとなります。よろしくお願ひいたします。

### **【会長】**

委員の方から何かご質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、審査会の公開と傍聴につきましては、今の事務局の説明のとおり承認いただいたということで、進めていただきたいと思います。

それでは最初に、傍聴の方はいらっしゃいますでしょうか。

### **【事務局】**

いらっしゃいます。

### **【会長】**

では、入室をよろしくお願ひいたします。

傍聴の方に傍聴の注意事項というのは渡されていますでしょうか。

### **【事務局】**

大丈夫です。

### **【会長】**

それでは進めさせていただきます。

二点目の会議録の取り扱いについて、事務局から説明よろしく申し上げます。

**【事務局】**

総務課で所管しております他の審議会等は、全言記録ということで、会議録を作成し、次回の会議までに、委員の皆様にご確認いただくため、送付させていただきます。

ご確認いただいた後、保存および市ホームページにおいて公開することとなります。ホームページでの公開時におきましては、出席者としてご出席いただいた委員の方の氏名を記載いたしますが、発言者の氏名につきましては、特定の場合を除き、会長、職務代理は、会長、職務代理という役職名、各委員は、個人名は記さず、委員、事務局は、事務局という形で表記させていただき、公開する方向で考えております。

また、情報公開制度を利用した開示請求などがあつた場合につきましても、請求内容にもよりますが、同様な対応とすることを基本に考えております。

本日、会議録作成のため、音声を記録させていただいておりますが、こちらにつきましては、正本となる会議録の作成後、音声データについては抹消させていただくこととなります。どうぞよろしくお願ひいたします。

**【会長】**

どうもありがとうございました。

会議録の取り扱いは、これまでと変更されているところはありますか。

**【事務局】**

ございません。

**【会長】**

委員の方々、ご質問はありますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、今の事務局からの説明のとおり進めていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは二点、ご確認させていただきました。

それでは議題の（５）になります。改正個人情報保護法の概要に移りたいと思います。まずは事務局からご説明をよろしくお願ひいたします。

**【議題（５） 改正個人情報保護法の概要】**

**【事務局】**

まず当審査会のスケジュールでございますが、3回を予定しております。

1回目は本日の会議、2回目は8月2日を予定しており、その後、市側でパブリックコメ

ントを行い、それを経て3回目を10月もしくは11月に行えれば、というふうを考えております。

3回目は、市長への諮問書の提出を考えており、パブリックコメントを実施する予定であることを考えますと、実質、本日と8月2日の会議で、一定程度の結論を得られれば、というふうに思っております。

検討事項は八点程度であり、市の方向性案を作成しておりますので、本日第1回においても、八点を一通りご議論いただければと考えております。

それではこれより、改正個人情報保護法の概要について、担当よりご説明させていただきます。

### 【会長】

八点ありますので、一通り説明していただいて一点ずつご質問いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

### 【事務局】

私からご説明申し上げます。

最初に、個人情報保護法の大きな改正でございまして、一通り全体を説明することになりますので、少しお時間をいただくかもしれませんが、よろしく願いいたします。

まず、お配りした資料の中で、インデックスで資料一覧と書いてあるものをご覧いただけますでしょうか。

上から4つ、資料1、資料2、資料3、資料4が、本日の会議で説明する内容でございます。その下にある関係法令というのは、国から出た法令関係やガイドラインを載せておりますので、よろしく願いします。

次に、改正個人情報保護法の大きな構成を、少しご説明したいと思います。

インデックスタブ法令1をご覧いただけますでしょうか。

この法令1というのが、今回の改正個人情報保護法の内容でございます。令和5年4月1日に施行されるものになっております。目次にて外観を押さえていきたいというふうに思います。

第1章は、総則規定でございます。

第2章、第3章については、実体規定ではなく、一般的な国や地方公共団体の責務規定になっております。

次に第4章が、個人情報取扱事業所等の義務等ということで、こちらは、個人情報改正前には、民間事業者を規律していたものがあり、それがこの部分だったのですが、これは民間事業者への適用ということで、今回は説明を割愛させていただきます。

次の第5章ですが、行政機関等の義務等と書いてありますけれども、これがまさに本日の議題の中心になります。これが地方公共団体に適用される規定ということになります。

ちなみに、この行政機関等という文言ですが、この「等」が入ることによって、地方公共団体も含むとされております。単に行政機関という場合は、この法律上、国の行政機関を指します。

次の第6章が、個人情報保護委員会ということですが、国の行政機関なのですけれども、今後、全てこの個人情報保護委員会という国の行政委員会の方に管理監督されるということでございますので、そういった機関でございます。

次に第7章と第8章は、雑則罰則でございますので、ここでは割愛させていただきます。大きく法律構成については、そのような形になります。

次は順に、インデックスの資料1でございます。

インデックスの資料1ですけれども、令和3年改正個人情報保護法の施行準備について、ということで、令和3年7月の国の説明会の資料でございます。改正個人情報保護法の概要がよくまとめられていますので、これにて説明したいと思います。こちらも個人情報保護委員会、国の機関から出されたものでございます。めくっていただきまして、今日は1番と2番と3番と4番を説明いたします。2ページについては省略いたします。

めくっていただきまして、ローマ数字の1、令和3年改正法の概要というようなことでございます。この度、個人情報保護法が令和3年5月に改正されました。これまで、日本の個人情報保護制度は所管がバラバラであったということで、今まで、個人情報の法律は、主に民間事業者への規律だったということです。国は国で行政機関個人情報保護法というものを持っておりまして、東京都は東京都個人情報保護条例というものを持っております。各市町村も、それぞれで個人情報保護制度を作ってまいりました。少し言葉が悪いのかもしれませんが、個人情報保護制度がそれぞれ別々だった、というようなことです。

それが今後は、今まであった、民間事業者を主に規律していた個人情報保護法に、国の行政機関も取り込まれ、東京都の行政機関も取り込まれ、東久留米市や他の市町村も取り込まれて、全てこの個人情報保護委員会のもとに一元管理がされます。所管が個人情報保護委員会ということになりまして、適用される規定も、先ほど申し上げました第5章に、行政機関においては全て集約される、というようなことになります。

次のページです。

要は、なぜこのような個人情報保護法改正したのか、というような目的について書かれております。目的は大きく二つあるとされております。

一つ目が、個人情報保護とデータ流通の両立強化と書いてあります。二つ目が、国際的な制度調和ということで、この二つの柱でございます。一つ目の個人情報保護とデータ流通の両立強化ということですが、このデータ流通というところが大きなキーワードになっておりまして、これまでは委員皆様ご案内のとおり、個人情報保護制度というのは、いかに個人情報を守るか、というところが大きかったように思います。今後、令和5年4月1日以降は、守るべき個人情報はきちんと守って、個人情報をきちんと適正に処理した上で、民間事業者にもそういったデータを活用してもらいたい、それで産業的なイノベーションに繋げるの

だ、というようなことが今出ております。

それで黒ポチのところですが、現行法制の不均衡不整合の是正、国と地方、地方と地方、公営と民営ということですが、これは先ほど申したように、法の規制対象、国と市がバラバラだということ、何とか是正したいと考えたと、というようなことでございます。

二番目のポチですが、これも個人情報保護委員会による所管の一元化ということで、その所管が、先ほど申したように一元化がなされる、そういうような目的がございます。

二つ目の国際的制度調和については、あまり市町村レベルでは直接的な影響はないのかもしれないのですが、ヨーロッパの方では、日本の個人情報の執行体制がバラバラであって、自治体によっても記述もバラバラで、安全性の基準が担保できない、というようなことで、取引の中で不都合があるというような、そういった要請があったため、改正されたというようなことでございます。

次のページにいきます。

施行スケジュールということですが、これは黒ポチの一つ目、法施行ということですが、令和5年春ですが、これは政令によって4月1日に決まりました。

黒ポチの二つ目ですが、政令規則は既に発出され、委員の皆様にご配付のとおりでございます。

三つ目は飛ばしまして、四つ目の黒四角ですが、地方公共団体においては、条例等の改廃を行っていただくということで、今日皆様にお集まりいただいておりますところでございます。

次のページです。

改正法の骨子が①から④まで示されております。市町村に関係するのは①②④ですので、ここをお話し申し上げます。今申し上げたとおり、従来は、国の行政機関、独立行政法人、民間事業者というふうにバラバラ三法に分かれており、条例も、地方公共団体ごとにバラバラだったということで、改正後は、個人情報保護法に一体化するということです。それで、改正後の法律は、先ほど申したように地方公共団体の機関にも直接適用されるということです。米印で、議会については適用除外というようなことでございます。

資料2の13ページをご覧くださいなのですが、黒ポチの二つ目に、理由というのが書いてあるのですが、地方議会における個人情報の取り扱いについては、法第5章の直接の影響はないのですが、自律的な対応が期待されるということで、議会において、条例を制定するなど、別途考えていく必要がある、ということが書いてございます。

資料1の方に戻っていただきまして、7ページに移ります。

骨子の②です。これも先ほど申しましたように、公的部門の規律の統一というのは、先ほど申したとおりでございます。

骨子③は、東久留米市においては適用がないので割愛させていただきます。

次、9ページです。

骨子④ですが、公的部門の規律の見直し、ということでございます。新たなルールとして三つほどここに書かれております。黒丸のところをご覧くださいなのですが、仮名加工情

報の取り扱いに係る義務、個人関連情報の提供を受けるものに対する措置要求、不適正利用・取得の禁止、外国にある第三者への提供制限、こちらは後ほど説明申し上げたいと思っております。新たな制度として、その他のところで、任意代理人による開示等請求ということで、今までの現行条例は、開示請求権は通常本人ですが、代理人が開示請求権を行使することが認められていました。一つは親権者で、二つが法定代理人のうち後見人だけに限っていたのですが、改正後は任意代理人も含めることとされました。それで次、再委託・派遣労働者に係る規律の明記ということで、これは従業者の責務規定だったのですが、これを明記したということです。これは、今まで派遣労働者が規定の適用になるかどうか不明確であったため、それを改めて規定したというようなこととございます。

次のページ、ローマ数字2の個別の規律と施行に向けて必要な対応、ということです。

ここがまさに先ほど申した法第5章の中身なので、ここを説明すると、第5章の大きな枠が見えてくるということです。

めくっていただいて11ページですが、定義関係ということで、いわゆる用語の定義でございます。これが非常に難しく、大きく分ければ、黒の四角が三つございますけど一つ目の四角が、官民共通の定義規定でございます。

三つ目のところが、行政機関等、さっき言った「等」ですね、地方公共団体も含めてなのですが、第5章と言いましたが、そこにおいてまた定義規定は設けられております。

二つ目の黒の四角については、定義規定を地方公共団体で法律以上に追加することは許容されません、ということが求められております。

次に12ページですが、条例規則の改廃と書いてありますけれども、定義関係については、改正後の法律に統一されるため、条例規則で各用語に関する定義規定を存置又は新たに整備する必要はないとされております。用語は、自治体において作れないということです。

それでは先ほど申しましたとおり、用語説明をしようと思えます。

黒ポチの一つ目になりますが、まずこの個人情報というところの説明と、個人識別符号というところの説明と、あと保有個人情報という説明。この三つをまとめて説明しようかと思えます。

法令1の2条以後を見ていただけますでしょうか。軽く読み上げます。

この法律において個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。ということで、1号、2号が、また要件として、追加されております。1号は、当該情報に含まれる氏名生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの、ということです。2号は、個人識別符号が含まれるもの、と書いてあります。個人情報と言えるためには、生存している個人に関する情報、というのが要件となっておりまして、それに合わせて、1号の、いわゆる特定個人の識別性が要件となっているということです。2号について、個人識別符号と書いてありますが、これはパスポートの番号とか、保険証の番号とか、そういう意味では、特定個人を識別できるものに該当する一つ、ということとあります。そういった生存する、といった条件と、特定個人を識別する、とい

うような条件、そういったものが必要であるということでございます。それで、先ほど申しました保有個人情報という意味ですが、そういった個人情報を行政が組織的に所有したら、保有個人情報という言い方をします。

次に、要配慮個人情報というのがありますが、これは後ほどご説明します。

黒四角の三番目ですが、この行政機関というのは、先ほど申しましたように、国の機関でありまして、行政機関の長と言いますと、国の機関の長を、「等」が付くと地方公共団体を含めるし、行政機関等の長だと、地方公共団体の長も含むというようなことでございます。

個人情報ファイルという用語と、個人情報ファイル簿という用語がございます。この説明させていただきたいと思えます。

まず個人情報ファイルという意味ですが、具体例を出した方がよろしいかなと思うのですが、例えば固定資産税を例に出しますけれども、固定資産税は、土地の価値とか家屋の評価額という言い方をしますが、そういったものを合計して、その評価額に税率をかけて課税される、このようなことになっております。この場合において、土地の価値を保存した電子データを一つの個人情報ファイルという一つの単位とする、建物や家屋の価値を保存した電子データを一つの個人情報ファイルとして捉えるということです。そして他に、土地と家屋の価値を串刺しにして合算したファイルもできるかと思えますが、それも個人情報ファイルという一つのデータの塊です。こういったデータの塊、マスタ単位のデータの塊というイメージで、捉えてもらえればいいかなというふうに思えます。

個人情報ファイル簿というのは、このデータの集まりですけれども、そういったものが集まっているという、市で持っているという事実、これを市民の皆様にも知ってもらうために、その概要を帳簿にしたものでございます。

イメージが湧きにくいのですが、法令5の411ページを見ていただきたいと思います。ここに、個人情報ファイル簿のイメージが載っております。個人情報ファイルを一つのデータの小さな集まりと申しましたけども、ここは先ほど申したように、例えば土地の評価額の情報とかそういったマスタを書くというような形のイメージです。行政機関の名称というのは、例えば東久留米市長とかいうように書くようになると思えます。四つ目、個人情報ファイルの利用目的というのは、地方税法何条に基づく固定資産税の賦課事務に利用する、そういったことが書かれると思えます。その下に記録項目とありますが、ここはどのようなデータが記録されているか、という意味で、氏名だとか住所とか評価額とか地番とか、そういった記録項目を書く欄でございます。

ちなみに、個人情報ファイル簿を公開する目的、これを実際にネットとかに公開するように求められているのですが、目的は二つあると言われております。

一つ目が、自己情報開示請求権の行使のため、東久留米市にある自分の個人情報がどういふものがあるのかというのを、市民の皆様が分かるようにするためだ、というようなことでございます。

あともう一つの目的は、先ほど申したデータ流通に関することですが、個人情報ファイル、

マスタの単位ですね、個人情報性を消去して復元できないようにして、民間に活用してもらおうというような目的があるということ、先ほど申し上げましたけども、412ページの表、行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨、と書いてありますが、これは行政機関等匿名加工情報というのは、いわゆるそういうデータの集まりを復元不可能にした、そういった個人情報ファイルのことです。当然、復元できると事故になるため、取り扱いには慎重になる必要がありますが、復元不可能にします。それで、それを民間事業者には、このデータの利活用事務はないですかということ、公募で受付をして、採用されれば、行政機関等匿名加工情報を入手できる契約の当事者になれる、というような制度です。

後ほど説明しますが、実は経過措置期間がありまして、その公募については、東京都や指定市においては義務となっております、東久留米市では、しばらくこれを行うことはしないように考えてございます。

資料1の12ページに戻ります。

用語の定義の話でしたが、今、行政機関等匿名加工情報のお話をしたのですが、他に仮名加工情報という名称だったり、行政機関等匿名加工情報ファイルだったり、同じようなこともいっぱいあるのですが、イメージ的には、そういうふうなデータを消去して、復元できないようにするというような内容のものでございます。それを行政機関等が持っていたら、行政機関等匿名加工情報、というようなことでございます。

次、13ページです。

ここは個人情報の運用の関係でございます。黒ポチの柱書きは省略させていただきます。個人情報の保有制限等ということで、法第61条と書いてありますが、利用目的の特定制度と保有の制限制度というのがございます。これがどういった概念なのかということをご説明申し上げます。

法令1の第61条をご覧ください。

法令1の第61条ですが、保有制限制度の条文でございます。行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令に定める所掌事務又は業務を遂行する場合に限り、かつその利用目的をできるだけ特定しなければならない、というようになっております。それで2項において、行政機関等は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超え、個人情報を保有してはならない、というふうになっております。これは何を言っているかと申しますと、個人情報を市が保有するに当たっては、法令上の根拠が必要だ、というところがございまして、かつ、利用目的を特定する義務が課されております。この利用目的を特定するというのはどういう行為なのかということですが、保有した個人情報がどのような事務に使用され、どのような目的に使用されるかというものを個別にその範囲を特定することを言う、とされています。具体的にどう特定するのかということですが、市において、法令等の規定に則して、こういった目的に使うということ、先ほど言った個人情報ファイル簿にも利用目的がありましたけれども、ああいったところで明らかにして、それ以上の目的

には使わないというようなことをございます。

次に、引き続き法の第62条を見ていきます、利用目的の明示ということで、利用目的の明示制度をございます。行政機関等は、本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない、ということで、利用目的の明示義務があります。イメージ的には、申請書等を書いてもらうときに、きちんと、こういったものに使いますよ、というような利用目的を明示して、ご本人にどのような利用目的で利用するかというのを示さなければならない、ということをございます。そういったものは、今まで市におきましても記載はしてもらってあったところですが、こういった規定がなされているということをございます。

資料1の13ページに戻らせていただきます。

次に法第65条の正確性の確保ということです。これは、個人情報の情報は、きちんと正確性を担保してください、というような責務規定をございます。

次に利用及び提供の制限ということをございます。法第69条をご覧ください。法第69条ですが、ここに目的外利用、目的外提供の制限制度が書かれております。行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し又は提供してはならない、ということで、原則、目的外利用、目的外提供を禁止するとともに、例外規定として、法令に、利用目的以外の目的のために利用提供、法令に定めがある場合はこれを許容するという趣旨のことが規定されております。2項です。前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる、ということで、ただし書きがありまして、ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない、というふうにされております。ですので、これをまとめると、まず原則としては、目的外利用、提供は禁止がなされて、例外として法令に定めがある場合には、これが許容される。また、2項各号の1号から4号までありますけれども、これに該当する場合は、目的外利用、目的外提供も許容される。さらに、この2項各号列記の例外規定ですが、例外の例外で、各号列記に当たる場合であっても、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害すると認めるときは、原則に戻って、目的外利用、目的外提供の禁止がなされる、というようなことになっております。

資料1の14ページをご覧ください。

上から、不適正利用の禁止、法第63条ですけれども、これは個人情報の不適正利用をしてはならない、というような規定をございまして、当然に求められる規定をございます。

適正な取得ということで法第64条ですが、これも個人情報を不正な手段で取得してはならない、というような責務規定であります。

次に漏えい等の報告等ということで、法第68条、これは結構大きく変わるというところなのですが、今後は、漏えい等があった場合には、一定の条件があるのですが、個人情報保

護委員会への報告義務と、その漏洩に係るご本人への通知義務が課されていくのです。

外国にある第三者への提供の制限、こちらは東久留米市の場合、あまりないのかなと思ひまして、割愛させていただきます。

個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求というところですが、これは個人関連情報については、先ほども申し上げましたが、なかなかこの実例が出てくるかどうか分からないのですが、提供を受ける者に措置要求をしていくような内容でございます。

仮名加工情報については、先ほど少しお話ししましたが、本市としてはあまり入手しないであらうと思ひますので、割愛させていただきます。

安全管理措置でございます。これは資料2の15ページをご覧ください。

新規に安全管理措置義務が課されるわけですけれども、この安全管理措置というのとはどういうものがあるか、ということでございます。大きく分けると、黒の四角の二番目、組織的安全管理措置、人的安全管理措置、物理的安全管理措置、技術的安全管理措置ということが規定されておりまして、事務対応ガイド案で示されているということでありまして。その他、サイバーセキュリティ対策の連携や委託先の監督等についても書かれているところですが、この辺は、まだ事務対応ガイドを見てもなかなか判然としないところもあるのですが、こういった事務対応ガイドを見たり、今後来るであらう資料を捉えて、整理していきたいと思っております。

資料1の14に戻ります。

従事者の義務ということですが、これは先ほど申したとおりでございます。

次、保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求ということですが、これは個人情報の提供を受けた者に対し求める責務規定でございます。

15ページでございます。

条例規則の改廃です。改正後の法律の規定は、地方公共団体の機関に対して直接適用されることになるため、条例で法律の規定と重複する規定を存置または新たに整備する必要がないということでございます。

次の黒ポチは割愛させていただきます。

三つ目です。

安全管理措置に関する点検等ということですが、改正後の法律やガイドライン等を参照しながら、地方公共団体の機関における個人情報の管理状況につき点検し、改正法の施行までに、適切な管理のために必要な体制等の整備を行う必要がある、ということです。これについては、国の情報を捉えながら、今後市として適正に考えてまいります。

漏えい等報告等に係る体制整備が求められております。漏えい等が生じた場合に、個人情報保護委員会への報告や本人への通知と申し上げましたが、これらの体制整備もしっかりやっております。

次に個人情報ファイル関係ということで、先ほどデータの集まりだということはお話ししましたが、黒ポチの一つ目はその個人情報ファイルの説明でございます。

黒ポチの二つ目です。これまた個人情報ファイルと似ていて少し違う概念ですが、現状、地方公共団体の条例に基づき運用されている個人情報取扱事務登録簿に関する運用については、令和3年改正法の施行後の各地方公共団体が条例で定めを置くことにより、同様の運用を継続することができる、とされています。ここで述べている趣旨はということかと申しますと、市町村で運用していた個人情報の目録があれば、それを改正法のもとでも使用しても良いというようなことでございます。当市でもこういった目録があるのですが、個人情報ファイル簿とそんなには変わらないのです。ただ、個人情報ファイル簿というのは、先ほど申しましたように、土地のデータとか家屋のデータとか非常に細かいものですから、これを事務単位でまとめて、市民の皆様に見やすくするように使っていければ、というふうに思っております。

次、17ページです。

必要な対応ということで、条例の改廃ですが、これも同様に、新たに規定を整備する必要がない、ということになっております。

個人情報ファイル簿の作成・公表ですが、これは改正法の施行までに作成、公表をしております。

次のページです。

4、開示、訂正及び利用停止関係ということですが。要は、自己情報開示請求権というものでございます。東久留米市役所に自分の情報があるから、その自分の情報を開示してください、という請求権を規定する、そういった内容でございます。地方公共団体の機関については、国の行政機関と同様の規律、先ほど言った第5章ですけれども、こういったものが適用されるということです。ここで言っているのは、国も自己情報開示請求権は、法第5章第4節を使うし、市も同じこの法第5章第4節を使うというようなことでございます。ただ、先ほど申しましたように、米印です。ただし、現行の行政機関個人情報保護法、これは国の個人情報保護法ですね、今後、令和5年4月1日に全部一元化されますが、その前の国の個人情報保護法ですが、本人または法定代理人にしか認められていなかった開示等請求について、改正後の法については、任意代理人による開示等請求が認められる、というようなことになりました。任意代理人に開示請求権を拡大するというのは、先ほど申したとおりです。開示請求制度とか訂正の請求制度とか利用停止制度というものは、今までの条例の運用とほぼ変わらなかったもので、運用自体はあまり変わりません。

次のページです。

条例の改廃ということですが、米印がありますが少し飛ばしまして、開示請求に係る手数料の額については条例で定める必要がある、というようなことで、これは後ほど資料3で検討します。

次の矢印ですが、一方で、というところで、地方公共団体で定められている情報公開条例との整合性を確保するための非開示情報の整備が求められています。これはということかという、個人情報保護制度の不開示事項と情報公開制度の不開示事項を一致させてく

ださい、というような要請でございます。この辺りも本日の議論なので、後ほどお話し申し上げます。必要な体制整備は、行ってまいります。

次のページです。

条例と開示等手続との関係ということで、黒丸です。条例において定めることが許容される開示等関連の規定の例ということで、情報公開条例の規定と同様の非開示情報を追加すること、とされております。要は、先ほど申しましたように、情報公開条例の非開示事項との一致性求められている、というようなことの表れでございます。

次に、法で定める開示決定等の期限を短縮するということです。法は原則として請求から30日以内に開示決定をすべきことを規定されています。法は30日と書いてありますが、今までの市の運用は14日でしたので、これをいたずらに伸ばすというのはいかがなものか、ということがございまして、後ほど申し上げますが、14日、現行の運用のとおりというような説明をさせていただきます。

三つ目です。手数料を無料または従量制とすること、ということでございます。これは条例で無料とすることができるというものであります。

米印の口頭開示の可否と書いてあるのですが、これは今後整理予定と書いてありますが、今現在の国の見解では、口頭での開示請求は否定されております。

黒丸です。

ダイヤの一つ目ですが、情報公開条例との整合確保と無関係な非開示情報を追加することは許容されないというふうにされております。市町村で任意的な非開示情報を拡大するというのは、許容されないということでございます。法で定める開示決定等の期限を延長することも、許容されないというふうにされております。

次のページです。

先ほど申し上げましたが、行政機関等匿名加工情報のことでございます。

一つ目ですが、地方公共団体の機関については、国の行政機関と同様の規律、法第5章第5節が適用されます。

二つ目ですが、ただし、改正後の附則第7条の規定により、当分の間は、都道府県及び指定都市にのみ義務付けることとして、経過措置が設けられております。これはどういうことかということ、市町村は、行政機関等匿名加工制度を国と同様行うことになるのが原則ですが、当分の間、都道府県指定都市以外は経過措置が設けられておりまして、提案募集等はしなくていい、というようなことでございます。これは後ほど資料3で説明しますが、東久留米市も、行政機関等匿名加工情報制度の導入はしない方向性でおります。

必要な対応ということで、次のページです。

条例の改廃については、同じようなことですが、新たな規定を整備してはならない、ということが書かれております。

米印ですが、契約締結する者が納めるべき手数料の額については、条例で定めておく必要がある、というようなことですが、これは、行政機関等匿名加工情報を行政機関から入手す

るときに、東久留米市側は加工したりするということになるかと思いますが、その手数料の額について規定しているものですが、先ほど申しましたとおり経過措置があるので、当市はこれを定めない予定であります。

提案等に必要な体制整備も経過措置があるので、ここは割愛させていただきます。

次のページです。

規律移行法人関係ですが、これは当市への適用はないので割愛させていただきます。

24ページも割愛させていただきます。

25ページ、参考でございます。

この表は、各行政主体別の個人情報の適用分類の表でございますけれども、地方公共団体の機関と真ん中ぐらいに書いてありますが、右の方を見ていただいて、公的部門の規律第5章第2節、公的部門の規律第5章第3項、公的部門の規律第5章第4節、公的部門の規律第5章第5節と書いてあるとおり、地方公共団体の機関、我々については、この第5章の規律が適用されるというようなことでございます。違うような行政機関の主体だったりすると、民間部門の規律が一部適用されるということも書いてありますが、当市の場合は、第5章が適用されている、ということでございます。

次のページです。

3、委員会と地方公共団体の関係ということです。この委員会というのは、個人情報保護委員会のことを指します。

27ページです。

委員会の位置付けは、専門的知見を有する国の独立行政委員会とされております。指導、助言、監督等ということですが、委員会は行政機関等の監視を行うとされております。三つ目、情報の提供・技術的助言の求め。委員会は地方公共団体の求めに応じて必要な情報提供や技術的提言を行う、ということなので、これが、国が解釈権を持っているということの表れと言えるのかなと思います。条例の届出。地方公共団体の長が、改正後の法の規定に基づき、個人情報の保護に関する条例を定めたときは、遅滞なく委員会に届けなければならないとされております。これは、審査会でご議論いただいて条例を作った場合には、委員会に届け出る責務がある、というような規定でございます。

資料2の16ページをご覧ください。

こちらは、漏洩等があった場合、個人情報保護委員会に報告しなければなりません、この要件が書かれております、というご紹介でございます。

23ページに飛んでください。

一番目の黒ポチでございます。委員会による監視等ということが書いてありますが、個人情報保護委員会は、個人情報保護法の一元的な解釈権限を有することから、地方公共団体の機関が行う個人情報等の取り扱いのうち、条例に基づくものであっても、法第5章の円滑な運用を図れていないと判断した場合には、資料の提出要求及び実地調査、指導助言並びに勧告を行うことがあるということが書かれております。

資料1の方に戻ってください。次の4、個別論点というところです。

29ページをお願いします。

死者に関する情報の扱いということで、2行目の後ろからなのですが、死者に関する情報を条例により個人情報に含めて規律することが、改正法の個人情報保護法のもとでは許容されない。他方、個人情報保護制度とは別に、法律に抵触しない限度で、条例において死者に関する情報の取り扱いについての規定を設け、適正な管理を図るために措置を講ずることは妨げられない、ということなのですが、これはどういう論点かというようなお話であります。従前は、今から申すような説明がなされてきました。死者情報は、死亡しているから、当該死者情報については、開示請求権は有しない。例外として、相続人は生存しているものだから、死者情報を相続して当該相続人自身の情報となる、ということです。従って、当該死亡している被相続人の情報は、生存している相続人自身の情報であるから、生存している相続人は生存している自己の個人情報として請求できるというような運用を、当市もしてきてましたし、当初、国の説明もそうだったのかなという感じがありますけども、若干その辺は変容してきて、色々な資料によって少し変わってきているようなところもございます。先ほど申しました29ページの死者の情報のところで、他方というところの後の意味なのですが、個人情報というためには二つ要件が必要なのです。先ほど申したとおり、生存しているということです。あと、個人の識別性があるというようなお話をさせていただきましたが、こういった要件を押さえて情報を丁寧に読んでいくと、なかなかこれまでの説明は、実は難しいのかなと考えております。つまり、生存している相続人は、死亡した被相続人の情報を相続するから、生存している相続人の自己の個人情報になる、というような説明が少し難しいのではないかな、というところがございます。その辺が、若干国の資料が変わってきております。実はこの個人識別性という要件が肝でございまして、国の見解として次の見解が出てきたようなところがございます。当該情報が生存している相続人の個人情報といえるためには、当該生存している相続人が識別できる情報が、その死者情報に含まれていなければならない、というような見解が出てきたのです。ですが実際には、死亡した被相続人の情報に生存している相続人が識別できる情報というのは、ほぼ含まれてないことが多いので、先ほど言った他方というところですが、こういった説明が追って出てきたのかな、というふうに考えております。いわゆる個人情報保護法のもとでは、事実上、相続人が死亡した親の情報を開示請求することができなくなるので、相続人が死者情報を開示請求できる取扱規定を自治体で別途定めることは妨げないよ、というような趣旨の説明がなされるようになってきました。この辺は各自治体で困惑しているような状況がありまして、国の見解も限られていますので、当市としてはもう少し待ってから考えてまいりたいと思います。

戻りまして資料1の29ページですが、条例要配慮個人情報というものです。

これはどういう論点かと申しますと、少し読みます。法第60条第5項の規定に基づき、地方公共団体は、地域特性に応じて条例要配慮個人情報に関する定めを条例に設けることができるが、法の規律を超えて、取得や提供等に関する独自の規律を追加することというの

は許容されない、というようなことです。これはどういう論点かということをお示しすると、まず概念として、単に要配慮個人情報というような用語と、条例という言葉で冠した条例要配慮個人情報という二つの概念がありまして、条例というのが付いていない要配慮個人情報というのは、国が定めた、センシティブ情報という言い方をしておりますが、特に注意をする個人情報ということで、これは法律の改正法の第2条第3項に定められておりました、例としては、健康の情報とか犯罪の情報とか、そういったものはセンシティブな情報として定められています。また一方で、条例要配慮個人情報というのは、条例で独自にセンシティブ情報を、国のセンシティブ情報を超えて規定できるということでございます。そういう制度が設けられているということでございます。ただし、この条例要配慮個人情報を条例上定めるというのは、個人情報保護委員会に事前相談しなさいというようなところがありまして、そういうハードルがございます。もう一つの論点ですが、要配慮個人情報だからといって、国は特別の保有制限の制度を設けているわけではない、というようなものであります。特にセンシティブ情報だからといって、何かこう取り扱いなさい、ということが改正個人情報保護法に書いてあるわけではない、ということなんです。ですが、そのような保有制限制度がないからといって、要配慮個人情報の保有制限制度を自治体独自で定めるものを禁じております。禁じているというのが、資料1の29の黒ポチの二行目の理由でございます。これについて、東久留米市においては、国の要配慮個人情報を超えた地域特性に応じた配慮すべき個人情報というのは特に見当たらないため、特に実質的な影響はないものとは考えております。

次です。

法令の範囲ということですが、簡単に申し上げますと、法令という用語を使っている、条例を含む場合と条例を含まない場合が混ざっている、ということです。これは、定義規定をよく見ることによって判断します。

30ページです。

地方議会の扱いです。先ほど申したとおり、地方議会は適用除外ということでございます。次に、オンライン結合の制限と審議会への諮問というのを一括でお話します。

改正後のオンライン結合制限でございます。改正後の個人情報保護法においては、オンライン化や電子化を伴う個人情報の取扱いのみに着目した特則を設けておらず、法が求める安全管理措置義務等を通じて、安全性確保を実現することとしており、条例でオンライン化や電子化を伴う個人情報の取扱いを特に制限することは許容されません。審議会への諮問です。改正後の個人情報保護法においては、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが、特に必要である場合に限って、審議会等に諮問することができることとしており、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、典型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めることは、許容されないということでございます。これはどういう論点かということでございます。結論から申し上げますと、今までのこの本審査会の権限は、この法の趣旨だと少し狭まるというか、そういったことを指しま

す。現行条例は、オンライン結合等をする際に、安全性の取り扱いが困るというような場合に審査会へ個別案件として諮問してきておりました。また、法律に基づかない目的外利用や目的外提供をするときに、それを行ってよいかというのは、個別具体案件として、審査会に諮問してきたわけです。しかし改正法では、審査会への個別具体案件の諮問を許容しないということがここに書かれております。そして、目的外利用、目的外提供は、改正法の第69条第2項には、その目的外利用等の要件が書いてあるのですが、そういった解釈をするということで、自治体側で判断することが狭まっている、ということです。

次のページは割愛させていただきます。

これが大きな個人情報保護法の改正の概要でございます。

### 【会長】

ありがとうございます。改正個人情報保護法の概要をご説明いただきました。

この改正に対応するために、各自治体は、条例を見直したり、規定を見直したり、体制を見直したりしないといけないということです。そのどの点を見直して、どうすべきか、というのが次の議題に入っておりますので、それ以外のところで何かわからないことありましたら、どうぞご質問してください。

よろしいでしょうか。それではこの改正に対して、どのように対応すべきか、というのが次の議題（6）の検討事項、そしてその条例の方向性をここで一緒にお話をさせていただくこととなります。ここで8項目出ますので、それぞれ皆様に審議していただきたいと思っております。

それでは一項目ずつ意見をいただこうと思っておりますので、第一点目からご説明をよろしく願いいたします。

## 【議題（6） 検討事項（条例の方向性）】

### 【事務局】

引き続き、資料3をご覧ください。

これが本日の検討事項、メインテーマでございます。ここで法律によって条例に委任された事項を検討していきます。

一つ目は条例の名称ですが、これは（仮称）東久留米市個人情報の保護に関する法律施行条例、としております。制度趣旨は記載のとおりでございます。実施機関の範囲について、これも記載のとおりですが、要は執行機関への適用として議会は適用除外とされております。4番、検討事項です。さきほども申し上げましたように、まず条例要配慮個人情報でございます。先ほど説明したとおりですが、東久留米市としては、条例要配慮個人情報は、特に東久留米市というような理由で、国の要配慮個人情報を超えて、そういったセンシティブ情報と申しますが、特別な配慮を要するような個人情報というのは持っていないという

ころもございまして、これについては定めのないような結論を、③の方向性の案に記載させていただきました。①や、②の検討のポイントは、今申したとおりの内容が書かれております。以上です。

【会長】

条例の方向性について説明いただきましたが、何かご意見やご質問はありますか。

【委員】

よろしいですか。

【会長】

どうぞ。

【委員】

方向性について、私はこれで賛成なのですが、どういうものがこれに当たるのか、というところの例とかは、国から示されていますか。事務局に伺いたいと思います。

【事務局】

ここに書いております、不当な差別偏見ということなのですが、地域特性に応じては、そういう差別もある地域もございますので、そういうのが想定に入っているのかな、というふうに思います。ただ事細かに、これはこういう場合だ、ということは書かれてはおりません。

【委員】

ありがとうございます。

【会長】

ほかに何かございますか。それでは一項目ずつ、第一点目が条例要配慮個人情報について、になりますが。

【委員】

配慮すべき情報がないということで、私も、この地元のものではないので分からないのですが、これは歴史的にも特に問題ないということですか。

【事務局】

現状において、市としてそういった極めてセンシティブな情報を特別に何かを集めて、と

いうことはございません。歴史的な経緯というところを細かく見ていけば、私は専門家ではないので、正確なお答えをすることは難しいところがございますが、そういったことはございません。

**【委員】**

この法令に関わる部分においては、ということですね。

**【事務局】**

そうです。

**【会長】**

よろしいでしょうか。事務局案は、条例要配慮個人情報に関わる条項は設けない、というのが案であります。この方向で皆様よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**【会長】**

では、条例要配慮個人情報については、事務局案でよろしく願いいたします。

二点目になります。個人情報取扱事務届出について、簡単にご説明いただけますでしょうか。

**【事務局】**

はい。個人情報取扱事務届出ですが、これも先ほど申しあげましたけれども、個人情報ファイル簿というのが非常に細かい内容になってございますので、データの集まりとして、先ほど土地の評価額とかそういうことを申しあげましたが、それは市民の方では非常に見づらいというようなところもありまして、例えば固定資産評価事務だとか、そういったような括りの届けを別途作るというようなことで、個人情報取扱事務届出というものを、こういった情報も活用していきたいと考えているということが、①②③に書いております。

以上です。

**【会長】**

義務化された個人情報ファイル簿は作る、そしてこれまでの個人情報取扱事務届出も引き続き作成していく、ということですね。

いかがでしょうか。市民の方に対するサービス低下でもなさそうであります。

よろしければ、(2)個人情報取扱事務届出も、この事務局案の方向性のこの案でよろしく願いいたします。

【事務局】

はい。

【会長】

では三点目が、情報公開条例の不開示情報との整合を図るための規定についてです。簡単にご説明いただけますでしょうか。

【事務局】

はい。ご説明申し上げます。

情報公開条例の不開示情報との整合性を図るための規定ということです。

①根拠、新法第78条第2項により、読み替えて適用される第78条第1項ということでございます。これについて、事務局において読みかえ規定を溶け込ませてみたものが次の表でございます。

②の検討のポイントですが、新法第78条第1項の各号は、保有個人情報に係る開示請求があった場合における不開示情報を列挙したものであるが、これらの不開示情報は情報公開条例で開示請求があった場合における不開示情報と、整合性が図られる必要がある、というようにされております。新法に定める不開示情報と東久留米市情報公開条例の非開示情報は、多少の表現の違いはあるのですが、ほぼ同一内容ということができそうですが、若干の違いが見受けられるため、新法移行に伴い検討する必要があります。

資料4をご覧ください。

資料4が、いわゆる改正個人情報の不開示情報と情報公開条例の非開示情報の差異を比較した表でございます。これがまた非常に大部でございまして、説明させていただきます。イメージとしては、網掛けの部分が、今後、情報公開条例の非開示事項として規定したい、というような内容と思っておりますが、あくまでも個人情報保護制度と情報公開制度は別のもので、簡単に比較はできないので、おおよその目安ということで、こういうイメージでということでお示ししております。左の列は個人情報保護法でございまして、真ん中の列がいわゆる国の情報公開法です。右の列が情報公開条例、東久留米市のものです。国が申している要請というのは、この左の列の個人情報保護法と真ん中の情報公開法というのは、基本的に不開示情報を一致させる、というようなところなのです。このため、個人情報保護法、一番左を、東久留米市情報公開条例とも一致させる、というようなことの要請があります。結局は、情報公開法の不開示事項と、情報公開条例の非開示事項を一致するような要請になっております。

1行目ですが、これは原則的開示規定でございます。これは個人情報保護法も情報公開法も情報公開条例も、三法において相違点はありません。ですので、真ん中の網掛けの部分ですが、こういった原則的開示義務規定を当市の情報公開条例にも定めようかなというよう

なイメージであります。

2行目ですが、不開示情報の一つ目でございます。一番右の備考なのですが、米印のところを読ませていただきます。これはいわゆる法令秘情報でございます。東久留米市情報公開条例だけに特化した規定で、個人情報保護法や情報公開法には書いておりません。ですが、米印のところは、結局は、これは法令秘情報を書いてあるので、規定しなくても、特別法なので、法律で不開示とされているものを公開しないのは当然ですので、書かないという選択肢もあります。しかし、類型的に解釈上の混乱が生じないためには、こういう法令秘情報だということも、特別法を見なくても、分かるようにした方がいいのかな、ということで、この網掛けの部分は、今までの東久留米市情報公開条例の文を生かす方向がよろしいのかな、というふうに思っております。

次のページの3行目になります。ここの一番左、個人情報保護法なのですが、ここだけが他の規定にも当てはまらない、出っ張っていると申しますか、そういうようになっております。ですが、この左の列は出っ張っているのですが、この規定は、個人情報保護法において自己情報開示請求権の行使が行われたときに、一義的には、本人に対して開示する義務があるのですが、その本人に対して、本人だけけれども開示してしまうと、その本人の生命や健康を害する恐れがある、という事もあり得るので、これは一見不一致に見えるのですが、制度が違うので実際には不一致ではない、ということでございます。ですので、齟齬がないということで、ここは特に何も条例上反映しないことを考えております。

4行目ですが、個人に関する情報を理由とする不開示情報でございます。左の一系列目、個人情報保護法なのですが、これは個人情報保護制度なので、自分以外の個人に関する情報は非開示とする、という内容です。個人情報ということで、自己情報開示請求権なので、そこで自分以外の個人情報が入っていたら、それは非開示だということを言っております。右の列と真ん中の列ですが、これはどちらも情報公開制度です。国の情報公開制度、市の情報公開制度ですけれども、情報公開制度なので、これは個人に関する情報を規定して非開示とする、何人にも請求権が与えられているので、他人の情報が入っていたら、非開示情報にしているのです、そういうことでございます。これを三つ並べてみますと、基本的には、この三法とも一致はしているのですが、少し違うかなというものが、左の列の真ん中ぐらいに網掛けしているのですが、「もしくは個人識別符号が含まれるもの」と書いてありますが、不開示とするためには、その特定個人を識別できる、特定個人識別性があるので、先ほど申したとおり、個人識別符号というのはパスポートとかの個人に振られている番号そのものを指すので、特定個人を識別できる情報と言えるので、意味合いとしては同じであるということで、ここに書かれているのは同じ内容だということで、ここは問題ないかな、と思います。そういったことから、ここは真ん中の情報公開法の規定を、規定していこうかなというふうに思っております。

5行目です。これは個人に関する情報けれども、法令による例外的開示規定でございます。これは三法とも一致しているのです、真ん中の規定を生かそうかなと思います。

6行目ですが、これも個人に関する情報だけれども、例外的に開示するというものであります。これも三法とも一致しているので、真ん中の規定を採用しようと思っております。

7行目です。これも個人に関する情報だけれども、例外的に開示するというような規定でございます。この規定は、個人に関する情報だけれども、公務員の職務遂行情報だったら、例外的に開示する、ということです。公務遂行情報なので、個人情報とはいえども開示するのだ、というようなことでございます。これも真ん中の条文が多く書かれておりますが、例えば独立行政法人等とか、そういった行政主体が多く書かれているだけで、内容的には、公務員の職務遂行情報ということで一緒なので、真ん中の列を採用しようというふうに思っております。

8行目が、真ん中の列だけ少し出っ張っているのですが、また不開示情報に戻りますが、真ん中だけ網掛けしております。これは、行政機関等匿名加工情報に関する規定なので、当市においては導入しない方向性です。これは、当市の情報公開条例の非開示情報としては定めない方向性にしたいかなと思います。導入しないことを考えておりますので、規定しないということが、一番右に書いております。

9行目です。これは法人情報による不開示というようなことでございます。法人情報というだけで、常に非開示になるわけではないのですが、競争上の利益が損なわれて、初めて非開示ということになっていきます。三法を見ても、右側一列だけ少し多く書いてあり、出っ張ってように見えるのですが、これは競争上の利益を害するという表記について記載しているためです。それで実際には、左の列と、真ん中の列の競争上の利益というのは、その後に出てくる、次のページの真ん中の二行目に、競争上の利益の要件が既に書いてあるので、書く場所が少し違っているだけで内容としては変わらない、ということです。ですので、真ん中の規定を採用しようかなというふうに思っております。

10行目です。これは法人情報の例外的開示規定でございます。法人情報を理由に非開示にするときもあろうかと思うのですが、それによって人の生命、健康、生活や財産を保護するために、公にする必要もあろうかと思いますが、そういったものは開示するというものでございます。これも、次のページに渡っているのですが、一番右の当市の条例だけ少し出っ張って多く書かれているのですが、一番右に書いてあるのですが、情報公開条例アからウまでの規定は、情報公開法のただし書きの規定と本質的に同趣旨の規定と考えられる、ということなので、よく見ていただくと、当市の条例アイウとあるのですが、アが人の生命について、イについては生活に関することを言っていて、ウには例えば消費生活とか、財産保護が書いてあったりするわけなのです。ですので、これを少し縮めると、結局、この真ん中のただし書きと同趣旨なのかなと考えております。ですので、この真ん中の規定を生かそうかなというふうに思っております。

11行目です。これは先ほど申し上げた競争上の利益の話ですので割愛します。

12行目です。これは行政機関等の要請を受けて開示しない条件のもとで任意に提供された情報の不開示情報です。右の一列の下線部分について、この部分を削っても、他の条項

の適用で対応できるので、結局は真ん中の規定を採用したい、というような内容でございます。左の二列は、前提として、法人と、事業を営む個人から公にしない条件で任意提供された情報、という前提があります。ところが右の一行は当市の条例なのですが、法人と事業を営む個人の他に、行政機関等から任意に提供された情報も含まれております。(6)の市、国、他の地方公共団体と書いてある、下線部のところはそういう意味です。ですので、任意提供者というのに、東久留米市の場合は行政機関が含まれている、というようなイメージでございます。本市の(6)ですが、この市、国、他の地方公共団体及び開示請求者以外のものが実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報、こういう任意提供情報であって、第三者における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの、と書いてありますけど、これはそういった任意提供情報であっても、いわゆる非開示とする合理的な理由、非開示合理性というような感じですかね、そういったものが要件として課されていると、というようなふうになっております。さらに、その他以後ですが、当該情報が公にされないことに対する当該第三者の信頼が保護に値するものであり、これを公にすることにより、その信頼を不当に損なうと認められるもの、ということですが、これはそういった第三者の、任意提供者の信頼保護の利益という、そういった要件もあるというふうに当市の条例では規定しております。本市だけ若干多く書かれておまして、行政機関からの任意提供情報というところも書かれておりますし、第三者の信頼を保護すべきだというような要件というのが、他の二つと少し違うところなんです。他の二つはそれが入っておらず、合理性要件だけなんです。ここで、市、国、他の地方公共団体といった規定を取ったとします。取ったとしても、真ん中の情報公開法なのですが、後ほど説明しますが、第5号、第6号で、行政機関との信頼の利益を保護する規定は別途定まっております。行政機関の中の審議過程情報というのは、今出してしまうと混乱を招くから非開示が相当だ、というのがあったり、これを出したら事務事業の遂行に影響を及ぼすような情報だ、というような情報は第5号と第6号の部分にありまして、そちらで対応できるということで、市、国、他の地方公共団体のところは割愛してもいいのかなということが、右の米印に書いております。真ん中の合理性要件は一緒なので大丈夫だと思うのですが、もう一つの信頼保護利益と申しますか、ここについても、結局は行政機関の信頼保護というものは、先ほど申したように第5号と第6号で対応はできるので、ここは規定しなくてもいいのかなと考えております。ですので、真ん中の情報公開法のような規定でよろしいのかなというふうに思っております。

13行目と14行目を一括説明します。13行目は、真ん中の情報公開法を見てもらいたいのですが、国際関係上の利益を損なう恐れがあるため、非開示とする情報でございます。

14行目は、犯罪捜査情報なので非開示とするというようなものでございます。一番右の米印を見てもらいたいのですが、情報公開法第3号、これは国際情報で、第4号、これは犯罪情報なのですが、これらの相当規定は、個人情報保護法第7号イ、これは国際情報、ロ、これは犯罪情報ですが、これらに相当する規定を、情報公開法第6号の配下に規定するイメー

ジで、情報公開条例で定めることとしたい、ということです。当市においては、国際情報はあまりないのかもしれないのですが、犯罪捜査情報は理論的に所有している可能性があるもので、規定しようかなというふうに思っております。場所が、どこに入れようかなということなのですが、それを入れるのは、イメージ的には、情報公開法第6号、この真ん中の列の最後あたりに配下しようかなということが、米印で書いております。

15行目ですが、これは先ほど申したとおり、行政機関からの情報なのですが、その審議過程情報による非開示情報が書いております。これは真ん中の規定を採用したいと思っております。

16行目は、先ほど申しましたが、事務事業の適正な遂行が困難だと認められることによって不開示だ、というような情報でございます。これも真ん中を採用したいと思っております。

17行目と18行目は、先ほど申しましたが、書いてある場所が違うのですが、17行目が国際関係情報、18行目が犯罪情報です。

19行目から23行目までは、事務事業の適正な遂行に支障が出る情報の要件、事務事業の適正な遂行に支障が出る情報であって、こういうものが該当するということですが、それについては三法であまり差がないので、真ん中の例を採用しようと思っております。

資料3に戻っていただけますでしょうか。

②の検討のポイントの下にある、【ア 他条項引用方式】から申し上げます。今申し上げたように、個人情報保護制度と情報公開制度の不開示情報の一致について述べてきましたが、改正方式が二つございまして、一つは、情報公開条例の非開示情報を、個人情報保護法施行条例の方に引用して定める、というものです。もう一つは、情報公開条例の非開示情報を、情報公開法の不開示情報に合わせて規定するというものです。これは改正方式の違いだけで実質的には差異はあまりないと考えております。東久留米市としては、この情報公開条例改正方式で、情報公開条例の非開示条項を改正して考えていきたいということが、この②、③で書かれております。

以上です。

#### 【会長】

ありがとうございました。このペースでいくと、8項目を全てやろうとしますと長時間になると思います。ですので、終わりの時間、今日のこの第1回の終わりの時間を定めて、その時間まで行って、残りは第2回に回そうと思っておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

#### 【会長】

終わりの時間というのは、大体会議というのは最長2時間ですので、午後9時がよろしい

かと思いますが、午後9時終了でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**【会長】**

ありがとうございます。では今の(3)の情報公開条例の不開示情報との整合を図るための規定について、事務局案では、情報公開条例改正方式、イの方、こちらで提案がありました。これについては皆様いかがでしょうか。

**【委員】**

お聞きたいことがあるのですが、よろしいですか。方式としては、私はそれで賛成ですが、事務局にお聞きしたいのですが、資料4ですね。ご説明の箇所としては12行目ですかね、資料4の5ページの一番下なのですが、市の情報公開条例だと(6)と書いてあって、市、国、他の地方公共団体のところですが、事務局のご説明だと、真ん中の国の情報公開法を引用するとあって、国の個人情報保護法と、国の情報公開法を比べると、一文字だけ、行政機関等、「等」というのがあるのかないのかといった違いになっています。ここにどのような意味があるのか分からなくて、真ん中を取って大丈夫なのか、という確認です。「等」の違いが何か影響しないのかというのを、一点確認させてください。

**【事務局】**

実際には、情報公開法というのは国の情報公開法制度ですので、行政機関の言い方は、法律によって国を含んだり、地方公共団体も含めたり、色々なパターンがあって、その法律の定義規定にもよるのですが、これは行政機関と書いてあるので、国の情報公開法の制度で、行政機関と書いてあるものと推察されます。左の方の行政機関等というのは、これは個人情報保護法なので、この「等」には先ほど申したとおり、地方公共団体も含むものです。真ん中を採用するというのは、一言一句、国の行政機関の規定をそのままコピーするというのは少し無理があって、当然そこは若干の修正は必要かと思います。いわゆる任意提供情報であって、合理性要件が満たされていれば、それを今後の情報公開条例の改正内容とする、ということをございまして、そういう修正というのは当然出てくるかと思います。

**【委員】**

趣旨だけを採用して、そういう文言は、これから直すので後ほど確認してほしいと、そういうことですか。

**【事務局】**

そういうことです。

【委員】

分かりました。

【会長】

よろしいですか。

【委員】

ありがとうございました。

【会長】

他に、整合を図るための規定は、ご意見いかがでしょうか。

【委員】

これまでは条例に細かく記載があつて、それが割と逆に削られるものが多いということになっているのですが、これは要するに、例えば合理的と言った場合、条例で色々具体的に書いてあつた場合、それがただし書きなのか本文で書いてあるかによって、その原則がどちらかという、裁判で言うところの立証責任の問題とかになったりするのですが、これがぼんやりとなってくるのですが、それは国の方でかなり基準とか、色々な事例を想定して、細かくガイダンスができていくという、それにのっとってやる、という趣旨になるのでしょうか。いわゆる合理的であるというのは、一体合理的とはなんぞやということがあつて、多分条例の方は、今までその具体例を書いてあつたものがなくなっていく、という形になるので、国に従って解釈していく、というふうに変わってくる、ということになるのでしょうか。

【会長】

ガイドラインはこれから出てくるものなのですか。もう出ていますか。

【事務局】

もうすでに出ていて、お配りしております。

【委員】

ガイドライン的に、これまで当市の扱いと何か引かかるようなものはありますか。

【事務局】

一義的には、国の情報公開法の不開示情報にまず合わせろ、というようなところの要請があつて、東久留米市で運用をしていた情報をどう整理するか、という問題だと思います。私

が申し上げたようなところは、若干解釈なのですが、それをすることによって、5号、6号で、吸収できるだろうとか、そういう第三者の信頼保護利益のようなものは、確かに情報公開法には書いていないのですが、それも5号、6号で吸収できるだろうというところで、そういった解釈だということです。そこが少し削ぎ落されるという部分は、ご指摘のとおりなのかなというふうに思うのですが、原則的に情報公開法の第5条の不開示情報に合わせよという要請があるというのが前提にあるということです。

#### 【委員】

基本的に、今回の法改正の趣旨が、全国統一原則で自治体の裁量がある意味狭くなっている、ということで、自治体によって、基本的に条文も全部を合わせてしまうという方向性もあり得ると思うのですが、当市はなるべく従前のものを生かしながら、全部チェックしてという形でやっていく、ということでしょうか。

#### 【事務局】

どちらかというと当市の場合は、一義的に国の不開示情報に合わせてくださいという要請があるため、東久留米市の情報公開条例の不開示情報も合わせていければ、そういうふうな理論でこの資料を作っております。

#### 【会長】

他に何かございますか。疑問点、ご意見ございませんか。

それでは三点目の、情報公開条例の不開示情報との整合を図るための規定の事務局案は、この、イの情報公開条例改正方式の提案ですが、この方向性でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

#### 【会長】

では事務局案で進めていただきたいと思います。

それでは、先ほどお約束した9時を回りましたので、大変申し訳ないのですが(4)から(8)までは第2回に積み残しで、引き続き進めたいというふうに思います。

委員の皆様から何かご提案やご意見はございますか。よろしいでしょうか。

それでは、次回の予定も含めて、事務局からご連絡よろしく願いいたします。

### 【議題(7) その他】

#### 【事務局】

本日は予想以上に説明に時間がかかってしまい申し訳ございませんでした。貴重なお時

間を賜りまして本当にありがとうございました。

個人情報保護法の改正の内容につきましては、パブリックコメントなども実施する必要がありますので、大変申し訳ないのですが、非常に厳しいスケジュールでご審議をいただいているところでございます。

本日このような状況の中、委員の皆様から貴重なご意見を賜りまして、本当にありがとうございました。検討事項のところ、まだこれから続きということで、若干積み残してしまいましたが、次回速やかに進捗できるよう、また準備をさせていただければと思いますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

次回につきましては、8月2日に予定をしております。時間につきましては、本日と同じ7時からでございますが、場所が本庁舎の7階の701会議室になりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

#### 【会長】

ありがとうございます。

ほかに何かございませんでしょうか。それでは、ありがとうございました。

皆様、遅くまでご苦勞様です。これにて令和4年度第1回東久留米市個人情報保護審査会を終了したいと思います。

どうもご苦勞様でした。ありがとうございました。

閉会時刻 午後9時4分